



2009年5月26日

各位

会社名 株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション  
代表者名 取締役社長 依田 誠  
コード番号 6674  
問合せ先 執行役員 広報室長 西田 啓  
TEL075-312-1214

### 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の継続的導入について

当社は、第3期事業年度に係る2007年6月28日開催の当社定時株主総会において、有効期間を2009年3月期の事業年度に係る定時株主総会の終結の時までとする「当社株式の大規模取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「現行プラン」といいます。）を導入し、その後の買収防衛策をめぐる諸々の動向を踏まえ、当社における平時の買収防衛策のあり方につき、その後も検討を進めてまいりました。

そこで、上記のとおり、現行プランの有効期間は、2009年3月期の事業年度に係る定時株主総会の終結の時までとされているため、現行プランは、第5期事業年度に係る当社第5回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）の終結の時をもって失効することになりますが、この現行プランの失効に先立ち、当社は、本日開催の当社取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号本文に規定されるものをいい、以下、「基本方針」といいます。）を決定するとともに、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、当社の企業価値、株主共同の利益の確保、向上のための取組みとして、当社に対する不適切な買収等を未然に防止することを目的として、以下のとおり現行プランを一部改訂し、継続的に導入することを決定いたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします（以下、改訂後のプランを「本プラン」といいます。）。

#### 一 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値、株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えています。

株式公開会社である当社の株式については、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、

当社取締役会としては、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思により決定されるべきであり、特定の者の大規模な買付け行為に応じて当社株式を売却するか否かは、最終的には当社株主の判断に委ねられるべきものだと考えております。なお、当社は、当社株式について大規模な買付けがなされる場合、これが当社の企業価値、株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

その一方で近時、会社の取締役会の賛同を得ずに行なう大規模な株式買付けの動きが顕在化してきております。そして、企業買収の中には、その目的等から見て重要な営業用資産を売却処分するなど企業価値を損なうことが明白であるもの、買収に応じることを株主に強要する仕組みをとるもの、買収提案の内容や買収者自身について十分な情報を提供しないもの、被買収会社の取締役会が買収提案を検討し代替案を株主に提供するための時間的余裕を与えないもの、被買収会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議、交渉を必要とするものなど、不適切なものも少なくありません。

当社の経営にあたっては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉ならびにお客様、取引先および従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠であり、これらに対する十分な理解がなければ、当社の企業価値、株主共同の利益を確保、向上させることはできません。特に、当社の企業価値の源泉は、①長年の経験、実績に裏打ちされた既存の電池電源事業分野等における高い技術力、②上記の電池電源技術力を背景として培われたリチウムイオン電池等環境対応型社会に即した次世代電池における高度な技術開発力、③長年の実績ならびに①および②の技術力を背景に、仕入先、販売先などの取引先や海外合弁事業パートナーとの間に醸成された信頼関係ならびにグローバルなブランド力や高い競争力、④上記①および②の高い技術力を支え、向上させる経験、ノウハウを有する従業員の存在、ならびに、かかる従業員を継続的に育成し、その能力が存分に発揮されることを可能にする企業文化にあると考えておりますが、かかる当社の企業価値の源泉に対する理解が必要不可欠です。当社株式の大規模な買付けを行なう者が、かかる当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値、株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社としては、このような当社の企業価値、株主共同の利益に資さない大規模な買付けを行なう者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模な買付けに対しては必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値、株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

## 二 基本方針の実現に資する特別な取組み

### 1. 当社の企業価値の源泉について

当社は、ともに国内の電池電源メーカーとして 90 年以上の歴史を有する日本電池株式会社と株式会

社 ユアサ コーポレーションの両社が、2004年に経営統合を行なうことにより設立されました。

企業再編が進む世界の蓄電池業界の中であって、当社は、2004年の設立以来、「『革新と成長』—GS YUASAは、社員と企業の「革新と成長」を通じ、人と社会と地球環境に貢献します。」という企業理念、「GS YUASAは、電池で培った先進のエネルギー技術で世界のお客様へ快適さと安心をお届けします。」という経営ビジョンに基づき、国際競争力の強化、次世代技術の開発および経営革新と経営効率化を推進し、グローバル企業として企業価値の最大化を目指してまいりました。

当社といたしましては、引き続き、電池で培った先進のエネルギー技術で世界のお客様へ快適さと安心をお届けしていくという経営ビジョンを実現し、企業価値、株主共同の利益の最大化を追求してまいり所存です。当社は、かかる当社グループの企業価値の源泉は、①長年の経験、実績に裏打ちされた既存の電池電源事業分野等における高い技術力、②上記の電池電源技術力を背景として培われたリチウムイオン電池等環境対応型社会に即した次世代電池における高度な技術開発力、③長年の実績ならびに①および②の技術力を背景に、仕入先、販売先などの取引先や海外合弁事業パートナーとの間に醸成された信頼関係ならびにグローバルなブランド力や高い競争力、④上記①および②の高い技術力を支え、向上させる経験、ノウハウを有する従業員の存在、ならびに、かかる従業員を継続的に育成し、その能力が存分に発揮されることを可能にする企業文化にあると考えております。

## 2. 当社の企業価値、株主共同の利益の確保、向上のための特別な取組みについて

当社は、当社グループの企業価値を最大化させるため、2006年度から2008年度には「第一次中期経営計画」として、複数の事業会社にまたがる事業戦略課題に取り組み、特別プロジェクトを実行してまいりました。

現在、当社は、2008年度秋から深刻さを増した世界経済の影響により厳しい事業環境の渦中にありますが、一方で地球温暖化問題、エネルギー問題を背景とした環境対応型社会への変革期を迎えており、当社グループが長年培ってきた電池電源技術は、来るべき環境対応型社会を拓くための最も重要な技術のひとつであり、今後世界における蓄電池の需要は拡大が見込まれます。

このように、中長期的に世界的な蓄電池の需要の拡大が見込まれる中、当社は、既存事業の収益力強化、海外事業の拡大、リチウムイオン電池事業の立ち上げを推し進め、社会、環境に貢献するグローバルな高収益企業グループを形成することが、企業価値の向上、株主共同の利益の最大化につながるものと考えております。

そこで、当社は、2009年5月14日に、第一次中期経営計画の成果を経営基盤として長期的な視点に立ち、成長に大きく踏み出すための方針として、事業環境が不透明な2009年度は事業基盤を固め、成長への準備を進める年度とし、2010年度から2012年度の3カ年を対象とする第二次中期経営計画を策定し、合計4カ年にわたる経営計画を公表いたしました。

第二次中期経営計画の中では、(i) リチウムイオン電池事業の育成、(ii) 海外事業の拡大、(iii) 既存事業の収益力強化、(iv) グループ全体の経営課題の実践を基本方針として掲げ、当社が今後も持続的に

企業価値を確保、向上させていくために、企業価値の源泉を最大限に活用し、中長期的な観点に立ち、第二次中期経営計画の経営目標の達成を目指してまいります。

当社は、第一次中期経営計画等、当社の企業価値の源泉を踏まえたこれまでの諸施策に加え、これら第二次中期経営計画の基本方針の実現に向けて、特に以下の諸施策に重点的に取り組んでまいります。

1. 来るべき環境対応型社会のニーズに応える次世代電池として、リチウムイオン電池事業の躍進のために、車載用をはじめ、通信分野、航空機、鉄道などのさまざまな分野で販売の拡大を図ってまいります。とりわけ、車載用リチウムイオン電池事業では、短期間に事業の拡大を図り顧客のニーズに応えるべく、技術、製造、販売などで豊富な経験を有する人材、事業化や生産量増強のための設備投資資金などの経営資源を集中的に投下して当社グループの基幹事業の一つに育成してまいります。

2. 海外事業の拡大のために、1960年代から長年にわたり培ってきた海外事業における経営ノウハウならびに海外における合弁企業のパートナーや顧客との信頼関係ならびにグローバルなブランド力を礎にして、今後さらに、大きな需要が見込まれる中国、アジアを中心とする自動車電池市場について、それぞれの地域ニーズに適した新商品の開発力の強化や品質、生産性の向上を図り、売上高収益の拡大を図ってまいります。

3. 既存事業の収益力強化のために、当社グループが保有する既存の電池電源事業分野等における高い技術力を背景として、変化する顧客のニーズに適合した製品、サービスを継続的に提供することにより、国内産業用電池電源事業における収益基盤の維持強化、国内自動車電池事業の安定的な利益確保、次世代新製品の開発に、より一層取り組んでまいります。

4. グループ全体の経営課題の実践のために、コンプライアンス体制の強化や、事業経営のモニタリングの強化と迅速な意思決定、省資源、省エネルギーによる環境貢献のために、従業員に対する継続的な教育や人材の育成、グループ経営体制の構築、強化に取り組んでまいります。

### 3. コーポレート・ガバナンスについて

当社グループは、企業理念「革新と成長」を通じて「人と社会と地球環境に貢献する」ことを目指し、「電池で培った先進のエネルギー技術で世界のお客様へ快適さと安心をお届けします」という経営ビジョンに具体化して、グループ社員の意思統一を図っています。

また、経営の機動性および透明性を高めるために、当社グループの各事業を再編成し、事業子会社として分社化いたしました。権限の委譲と責任の明確化を図り、持株会社である当社が統括管理するグループマネジメント体制を確立しています。

当社グループでは、コーポレートガバナンスに対する継続的な取組みが、企業価値の最大化につながると考えており、重要な経営課題として捉えています。

当社は、グループ全体の効率的な管理および適切な経営判断のために、当社各部門と全子会社の職務執行状況や重要事項の報告を、定期的に当社取締役会で行なうなど、取締役会の機能強化を実施しています。

また、常勤監査役2名、社外監査役2名からなる監査役会を設置し、各監査役が取締役会やグループの重要会議で意見を述べるとともに、監査役会での情報交換や協議、当社監査室および会計監査人と連携を図ることにより、監査に必要な情報を収集し、効率的な監査ができる体制を整えています。

### 三 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

#### 1. 本プランの目的

本プランは、上記一に記載した基本方針に沿って、当社の企業価値、株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されるものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値、株主共同の利益に資さない大規模な買付けを行なう者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。そして、こうした不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値、株主共同の利益に反する大規模な買付けを抑止するためには、当社株式に対する大規模な買付けが行なわれる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様にかかる大規模な買付けに応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行なうことなどを可能とする仕組みが必要不可欠であると判断いたしました。

そこで、当社取締役会は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一環として、本定時株主総会で株主の皆様にご承認いただけることを条件として、本プランを継続的に導入することを決定いたしました。

なお、本プランの継続的導入を決定した時点におきましては、特定の第三者より当社取締役会に対して大規模な買付けに関する提案を受けている事実はありません。当社の2009年3月31日現在の株主の状況につきましては、別添をご覧ください。

#### 2. 本プランの内容

##### (1) 本プランの概要

### ① 本プランの発動、不発動に係る手続の設定

本プランは、まず、当社の企業価値、株主共同の利益が不適切な買付等により毀損されないように、当社株式に対する買付等（下記(2)「本プランの発動、不発動に係る手続」①に定義されます。以下同じ。）が行なわれる場合に、買付者等（下記(2)「本プランの発動、不発動に係る手続」①に定義されます。以下同じ。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付等についての情報収集、検討等を行なう期間を確保した上で、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行なっていくための手続を定めています（その詳細については、下記(2)「本プランの発動、不発動に係る手続」をご参照下さい。）。

### ② 新株予約権の無償割当てと企業価値評価委員会の利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行なうなど、買付者等による買付等が当社の企業価値、株主共同の利益を害するおそれがあると認められる場合（その詳細については下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」をご参照下さい。）には、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引き換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（その詳細は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」にて後述するものとし、以下、「本新株予約権」といいます。）を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により割り当てます。

なお、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、企業価値評価委員会規則（その概要については別紙1をご参照下さい。）に従い、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役または(iii)社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者等）で、当社経営陣から独立した者のみから構成される企業価値評価委員会の判断を経ることとしています。

当社取締役会は、これに加えて、買収者が本プランに従っており、当社の企業価値、株主共同の利益を毀損することが明白ではない場合であって、かつ、株主総会の開催が実務上可能である場合には、原則として、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することを予定しています。

こうした手続の過程については、株主の皆様への情報開示を通じてその透明性を確保することとしています。

本プランの継続的導入当初における企業価値評価委員会の委員には、当社社外監査役の川西次郎氏が、また、社外の有識者として上總康行氏、中久保満昭氏が、それぞれ就任する予定です（各委員候補者の氏名および略歴については別紙2をご参照下さい。）。

### ③ 本新株予約権の行使および当社による本新株予約権の取得

仮に、本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされた場合で、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、または当社による本新株予約権の取得と引き換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合には、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は、最大 50%まで希釈化される可能性があります。

## (2) 本プランの発動、不発動に係る手続

### ① 対象となる買付等

本プランは、以下イ、またはロ、に該当する行為もしくはこれに類似する行為またはこれらの提案<sup>1</sup>（当社取締役会が別途認めたものを除くものとし、以下、「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象といたします。買付等を行なおうとする者（以下、「買付者等」といいます。）には、予め本プランに定められる手続に従っていただくことといたします。

イ、当社が発行者である株券等<sup>2</sup>について、保有者<sup>3</sup>の株券等保有割合<sup>4</sup>が 20%以上となる買付その他の取得

ロ、当社が発行者である株券等<sup>5</sup>について、公開買付け<sup>6</sup>を行なう者の株券等所有割合<sup>7</sup>およびその特別関係者<sup>8</sup>の株券等所有割合の合計が 20%以上となる公開買付け

### ② 買付者等に対する情報提供の要求

上記①に定める買付等を行なう買付者等は、当社取締役会が別途認めた場合を除き、買付等の実行に先立ち、当社に対して、以下の各号に定める、買付等の内容の検討に必要な情報（以下、「本必要情報」といいます。）および当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「買付説明書」と総称いたします。）を、当社の定める書式により提出していただきます。

当社取締役会は、上記の買付説明書を受領した場合、速やかにこれを企業価値評価委員会に提供するものといたします。企業価値評価委員会は、これを受けて、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、

<sup>1</sup> 「提案」とは、第三者に対する勧誘行為を含みます。

<sup>2</sup> 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義されます。以下、別段の定めがない限り、本書において同じとします。

<sup>3</sup> 金融商品取引法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

<sup>4</sup> 金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に定義されます。本書において同じとします。

<sup>5</sup> 金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。

<sup>6</sup> 金融商品取引法第 27 条の 2 第 6 項に定義されます。本書において同じとします。

<sup>7</sup> 金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に定義されます。本書において同じとします。

<sup>8</sup> 金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。

ただし、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 2 項で定める者を除きます。本書において同じとします。

自らまたは当社取締役会等を通じて本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。

- イ. 買付者等およびそのグループ（共同保有者<sup>9</sup>、特別関係者および（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容等（法令違反をしたことがある場合や法令遵守に関して監督官庁から指導等を受けたことがある場合はその具体的内容等）を含みます。）
- ロ. 買付等の目的、方法および内容（買付等の対価の価額、種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性に関する情報等を含みます。）
- ハ. 買付等の価額の算定根拠（算定の前提となる事実、仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容およびその算定根拠等を含みます。）
- ニ. 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ホ. 買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意（締結日、相手方およびその具体的内容を含みます。）
- ヘ. 買付等の後の当社や当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- ト. 買付等の後における当社や当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社グループに係る利害関係者に対する処遇方針
- チ. その他企業価値評価委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、企業価値評価委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書および本必要情報の提出を求めて買付者等と協議、交渉等を行なうべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記④イ. 記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告いたします。

### ③ 買付等の内容の検討、買付者等との交渉、代替案の検討

#### イ. 当社取締役会に対する情報提供の要求

企業価値評価委員会は、買付者等から買付説明書および企業価値評価委員会が追加的に提供を求めた本必要情報（もしあれば）が提出された場合、当社の企業価値、株主共同の利益の確保、向上という観点から買付説明書および本必要情報の内容と当社取締役会の経営計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討等を行なうために、当社取締役会に対しても、

<sup>9</sup> 金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に規定される共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。



企業価値評価委員会が定める合理的な期間内（原則として60日以内といたします。）に買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものといたします。以下同じ。）、その根拠資料および代替案（もしあれば）その他企業価値評価委員会が適宜必要と認める情報、資料等を速やかに提供するように要求することがあります。

ロ. 企業価値評価委員会による検討作業

買付者等および（当社取締役会に対して上記イ. のとおり情報、資料等の提供を要求した場合には）当社取締役会から情報、資料等（追加的に要求したものも含まれます。）の提供が充分になされたら企業価値評価委員会が認めた場合、企業価値評価委員会は、原則として最長60日間の検討期間（ただし、下記④ハ. に記載するところに従い、企業価値評価委員会は当該期間の延長、再延長をその決議をもって行なうことができるものとし、以下、「企業価値評価委員会検討期間」といいます。）を設定いたします。

企業価値評価委員会は、企業価値評価委員会検討期間内において買付者等および当社取締役会から提供された情報、資料等に基づき、当社の企業価値、株主共同の利益の確保、向上の観点から、買付者等の買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討および買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集、比較検討等を行ないます。また、企業価値評価委員会は、必要があれば、直接または当社取締役会等を通して間接に、当社の企業価値、株主共同の利益の確保、向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために、当該買付者等と協議、交渉を行なうものとし、また、株主の皆様に対して当社取締役会の代替案の提示等を行なうものといたします。

買付者等は、企業価値評価委員会が、企業価値評価委員会検討期間内において、自らまたは当社取締役会等を通じて、検討資料その他の情報提供、協議、交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものといたします。なお、買付者等は、企業価値評価委員会検討期間が終了するまでは、買付等を行なうことはできないものといたします。

企業価値評価委員会の判断が、当社の企業価値、株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、企業価値評価委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものといたします。買付者等は、企業価値評価委員会が、直接または間接に、検討資料その他の情報提供、協議、交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものといたします。

ハ. 株主に対する情報開示

企業価値評価委員会は、自らまたは当社取締役会等を通じて、買付説明書の提出の事実とその概要および本必要情報の概要その他の情報のうち、企業価値評価委員会が適切と判断する事項について、速やかに株主の皆様に対する情報開示を行ないます。

④ 企業価値評価委員会における判断方法

企業価値評価委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続に従い、当社取締役会に対する勧告等を行なうものいたします。なお、企業価値評価委員会が当社取締役会に対して下記イ、およびハ、に定める勧告または決議をした場合、その他企業価値評価委員会が適切と考える場合には、企業価値評価委員会は、当該勧告または決議の事実とその概要その他企業価値評価委員会が適切と判断する事項（下記ハ、に従い、企業価値評価委員会検討期間を延長、再延長する旨の決議を行なう場合にはその期間および理由を含みます。）について、速やかに情報開示を行ないます。

イ．企業価値評価委員会が本プランの発動を勧告する場合

企業価値評価委員会は、買付者等が上記②および③に規定する手続を遵守しなかった場合、または買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議、交渉の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、企業価値評価委員会検討期間の開始または終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべきことを勧告いたします。

ただし、企業価値評価委員会は、一旦、本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、当社取締役会に対し、本新株予約権の無償割当てに係る権利落日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当ての中止、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後、本新株予約権の行使期間の初日の前日までは、本新株予約権の無償取得を行なうべき新たな勧告を行なうことができるものいたします。

- (i) 当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合、その他買付等が存しなくなった場合
- (ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、または該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することもしくは行使を認めることが相当でない場合

なお、企業価値評価委員会は、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行なうに際し、予め当該実施に関して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付すこともできるものいたします。

ロ．企業価値評価委員会が本プランの不発動を勧告する場合

企業価値評価委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議、交渉の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当でないと判断した場合には、企業価値評価委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告いたします。

ただし、企業価値評価委員会は、一旦、本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後も当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断するに至った場合には、当社取締役会に対し、本新株予約権の無償割当ての実施をすべき新たな勧告を行なうことができるものといいたします。

ハ. 企業価値評価委員会が企業価値評価委員会検討期間の延長を行なう場合

企業価値評価委員会が、当初の企業価値評価委員会検討期間終了時までには、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行なうに至らない場合には、企業価値評価委員会は、当該買付者等の買付内容の検討、当該買付者等との協議、交渉、代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内で、企業価値評価委員会検討期間を延長する旨の決議を行ないます（なお、当該期間延長後、更なる期間の延長を行なう場合においても同様の手続によるものといいたします。）。

上記延長の決議により企業価値評価委員会検討期間が延長された場合、企業価値評価委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行なうものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行なうよう最大限努めるものといいたします。

⑤ 株主総会の招集、取締役会の決議

当社取締役会は、企業価値評価委員会から上記勧告を受けた場合には、これを最大限尊重して速やかに、本新株予約権無償割当ての実施または不実施等（本新株予約権の無償割当ての中止を含みます。）に関する会社法上の機関としての決議を行なうものといいたします。

ただし、当社取締役会は、(i)買付者等が本プランに定める手続を遵守しているとともに、買付等が当社の企業価値、株主共同の利益を毀損することが明白ではない場合で、かつ、(ii)本新株予約権の無償割当ての実施について株主総会を開催することが実務上可能である場合には、原則として、企業価値評価委員会における手続に加えて、株主総会（以下、「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認する予定です。当社取締役会は、株主意思確認総会の招集を決定した場合、実務上可能な限り速やかに株主総会を招集いたします。株主意思確認総会が開催された場合、当該株主意思確認総会において本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等についての決定を行なうものといいたします。また、当社取締役会は、株主意思確認総会が本新株予約権の無償割当てを実施することを否決する決議をした場合には、本新株予約権の無償割当ては実施いたしません。買付者等ならびにその共同保有者および特別関係者は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行なうまでの間、買付等を実行してはならないものといいたします。

当社取締役会は、上記取締役会決議を行なった場合、または株主意思確認総会において本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する決議を行なった場合には、速やかに、当該決

議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行ないます。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による買付等が以下のいずれかに該当し、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、上記(2)「本プランの発動、不発動に係る手続」⑤に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記(2)「本プランの発動、不発動に係る手続」④のとおり、下記の要件に該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当か否かについては、必ず企業価値評価委員会の判断を経ることになります。

- ① 本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合
- ② 以下に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値、株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
  - イ. 株式等を買占め、その株式等につき当社に対して高値で買取りを要求する行為
  - ロ. 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行なうような行為
  - ハ. 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
  - ニ. 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- ③ 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら当社の株価を上昇させて当社株式を高値で会社関係者等に引き取らせる目的による買付等である場合
- ④ 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行なうことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- ⑤ 当社取締役会に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えない買付等である場合
- ⑥ 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要なとされる情報

を十分に提供することなく行なわれる買付等である場合

- ⑦ 買付等の条件（対価の価額、種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者に対する処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当な買付等である場合
- ⑧ 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社グループの従業員、取引先、顧客等との関係または当社のブランド価値、企業文化を破壊することなどにより、当社の企業価値、株主共同の利益に重大な悪影響をもたらすおそれのある買付等である場合

#### (4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

##### ① 本新株予約権の数

当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める割当期日（以下、単に「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除いたします。）に相当する数といたします。

##### ② 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載または記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

##### ③ 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日といたします。

##### ④ 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、別途調整がない限り1株といたします。

##### ⑤ 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額といたします。

なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ 90 日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1 円未満の端数は切り上げるものといたします。

#### ⑥ 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の無償割当ての効力発生日または本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日を初日とし、1 ヶ月間から 2 ヶ月間までの範囲で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間といたします。ただし、下記⑨項ロ. に基づき当社による本新株予約権の取得がなされる場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前日までといたします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日といたします。

#### ⑦ 本新株予約権の行使条件

(i) 特定大量保有者<sup>10</sup>、(ii) 特定大量保有者の共同保有者、(iii) 特定大量買付者<sup>11</sup>、(iv) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは(v) 上記(i)ないし(iv)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、(vi) 上記(i)ないし(v)記載の者の関連者<sup>12</sup>（以下、(i)ないし(vi)に該当する者を「特定買付者等」と総称します。）は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（ただし、非居住者の保有する本新株予約権も適用法令に従うことを条件として、下記⑨のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

<sup>10</sup> 「特定大量保有者」とは、原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が 20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得、保有することが当社の企業価値、株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本書において同じとします。

<sup>11</sup> 「特定大量買付者」とは、原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。以下、本脚注において同じとします。）の買付け等（同法第 27 の 2 第 1 項に定義されます。以下、本脚注において同じとします。）を行なう旨の公告を行なった者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして同法施行令第 7 条第 1 項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して 20%以上になる者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得、保有することが当社の企業価値、株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本書において同じとします。

<sup>12</sup> ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第 3 条第 3 項に定義されます。）をいいます。

⑧ 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

⑨ 当社による本新株予約権の取得

イ. 当社は、本新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日の到来をもって、本新株予約権無償割当て決議で定めるところに従い、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものといたします。

ロ. 当社は、当社取締役会が別に定める日の到来をもって、特定買付者等以外の者が有する本新株予約権のうち、当社取締役会が定める日の前日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引き換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。

また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち特定買付者等以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様といたします。

ハ. イ. およびロ. のほか、本新株予約権の取得に関する事項については、必要に応じ、本新株予約権無償割当て決議において定めることがあります。

⑩ 合併、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

⑪ 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行いたしません。

⑫ その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

(5) 本プランの有効期間

本定時株主総会において本プランが株主の皆様により承認された場合、本プランの有効期間は、本定時株主総会終結後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までといたします。

#### (6) 本プランの廃止および変更等

本プランの継続的導入後、本プランの有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行なわれた場合、または②当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行なわれた場合には、本プランはその時点で廃止されるものといたします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、会社法、金融商品取引法その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈、運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められ、本定時株主総会における本プランの承認決議の趣旨に反しない場合には、企業価値評価委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、誤字脱字の修正等形式的な修正、変更の場合を除き、当該廃止または変更の事実および（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会または企業価値評価委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行いません。

#### (7) 企業価値評価委員会の設置

当社は、取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行なう機関として、企業価値評価委員会を設置いたします。本プランの継続的導入時点における企業価値評価委員会の委員は、当社社外監査役1名および社外有識者2名から構成されます（企業価値評価委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙1「企業価値評価委員会規則の概要」のとおりであり、本プランの継続的導入時点における企業価値評価委員会の委員は別紙2「企業価値評価委員会委員就任予定者略歴」のとおりです。）。

実際に買付等がなされる場合には、上記(2)「本プランの発動、不発動に係る手続」に記載したとおり、企業価値評価委員会が、当該買付等が当社の企業価値、株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行ない、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行なうことといたします。ただし、当社取締役会は、(i)買付者等が本プランに定める手続を遵守しているとともに、買付等が当社の企業価値、株主共同の利益を毀損することが明白ではない場合で、かつ、(ii)本新株予約権の無償割当ての実施について株主総会を開



催することが実務上可能である場合には、原則として、企業価値評価委員会における手続に加えて、株主意思確認総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様のご意思を確認する予定です。

#### (8) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、2009年5月26日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものいたします。

### 四 上記各取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

#### 1. 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記二の取組み）について

上記二に記載した企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値、株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

#### 2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記三の取組み）について

##### (1) 当該取組みが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行なうこと等を可能とすることにより、当社の企業価値、株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

##### (2) 当該取組みが当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本プランは、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

① 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値、株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値、株主共同の利益の確保、向上の原則、②事前開示、株主意思の原則、③必要性、相当性の原則）を完全に充足しています。

② 株主意思を重視するものであること

本プランは、株主の皆様の意思を反映させるため、本定時株主総会において議案としてお諮りする予定です。

また、上記三2.(2)「本プランの発動、不発動に係る手続」⑤にて記載したとおり、当社取締役会は、本プランで定めるとおり、原則として、本プランの発動の是非についても、株主総会において株主の皆様の意思を確認することとしています。

加えて、上記三2.(5)「本プランの有効期間」にて記載したとおり、本プランには、有効期間を2年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その各有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行なわれた場合、または②当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行なわれた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

③ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの継続的導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行なう機関として、企業価値評価委員会を設置いたしました。

企業価値評価委員会は、当社の業務執行を行なう経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、または(iii)社外の有識者のいずれかに該当する委員3名以上により構成されます（上記三2.(1)「本プランの概要」②にて記載したとおり、本プランの継続的導入当初における企業価値評価委員会の委員は、川西次郎氏、上總康行氏および中久保満昭氏の3名です。）。

当社株式に対して買付等がなされた場合には、三2.(2)「本プランの発動、不発動に係る手続」にて記載したとおり、こうした企業価値評価委員会が、企業価値評価委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値、株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行ない、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行なうことといたします。

このように、企業価値評価委員会によって、当社取締役会が恣意的に本プランの発動を行なう

ことのないよう、厳しく監視するとともに、同委員会の判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値、株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行なわれる仕組みが確保されています。

④ 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記三 2. (2)「本プランの発動、不発動に係る手続」④および三 2. (3)「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、予め定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

⑤ 第三者専門家の意見の取得

上記三 2. (2)「本プランの発動、不発動に係る手続」③にて記載したとおり、買付者等が出現すると、企業価値評価委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるとされています。これにより、企業価値評価委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

⑥ デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記三 2. (6)「本プランの廃止および変更等」にて記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行なうことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

## 五 株主の皆様への影響

### 1. 本プランの継続的導入時に株主の皆様へ与える影響

本プランの継続的導入時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行なわれませんので、株主および投資家の皆様の権利、利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

## 2. 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様にご与える影響

### (1) 本新株予約権の無償割当ての手続

当社取締役会または当社株主総会において、本新株予約権無償割当て決議を行なった場合には、当社は、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様（以下、「割当対象株主」といいます。）に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。なお、割当対象株主の皆様は、当該本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

なお、一旦、本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記三2.(2)「本プランの発動、不発動に係る手続」④イ.に記載した企業価値評価委員会の勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の無償割当ての効力発生日後、本新株予約権の行使期間の初日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行なった投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を受ける可能性があります。

### (2) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使または取得に際して株主および投資家の皆様にご与える影響

本新株予約権の行使または取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使または取得に際して、特定買付者等の法的権利および経済的側面において不利益が生じることが想定されますが、この場合であっても、特定買付者等以外の株主の皆様が、その有する当社の株式に係る法的権利および経済的側面において格別の損失を被る事態は想定しておりません。もっとも、新株予約権それ自体の譲渡は制限されているため、割当期日以降、本新株予約権の行使または本新株予約権の当社による取得の結果株主の皆様が当社株式が交付される場合には、株主の皆様の振替口座に当社株式の記録が行なわれるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち本新株予約権に帰属する部分については、譲渡による投下資本の回収はその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意下さい。

### (3) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本

新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行なうための振替口座等の必要事項、ならびに株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものといたします。) その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個当たり1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、原則として1株の当社株式が発行されることになります。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払い込みを行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。

ただし、当社は、下記(3)に記載するところに従って特定買付者等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の取手続を取った場合、特定買付者等以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払い込みをせずに当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、社債、株式等の振替に関する法律の規定により、本新株予約権を行使する場合には、行使の結果交付される当社株式の記録を行なうための振替口座として、特別口座以外の口座をお知らせいただく必要がございますので、株主の皆様が本新株予約権を行使する際には、予め証券口座等の振替口座を開設していただく必要がある点にご注意下さい。

#### (4) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別に定める日において、特定買付者等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引き換えに当社株式をかかると株主の皆様へ交付することがあります。この場合、特定買付者等以外の株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することになります。ただし、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定買付者等でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。また、本新株予約権の取得の対価として交付される当社株式の記録を行なうための振替口座の情報をご提供いただくことがあります。なお、本新株予約権無償割当て決議において、その他の本新株予約権の取得に関する事項等について規定される場合には、当社は、かかる規定に従った措置を講じることがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細等につきましては、本新株予約権の無償割当て決議において決定された後、株主の皆様に対して公表または通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

以 上

### 企業価値評価委員会規則の概要

1. 企業価値評価委員会は当社取締役会の決議により設置される。
2. 企業価値評価委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行なう経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、または(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、社外の有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準ずる者でなければならない。また、就任に際し、別途当社が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で書面により締結した者でなければならない。
3. 企業価値評価委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議によって別段の定めをしたときはこの限りでない。また、社外取締役または社外監査役であった企業価値評価委員会委員が、取締役または監査役でなくなった場合（ただし、再任された場合を除く。）には、企業価値評価委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
4. 企業価値評価委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この企業価値評価委員会の勧告を最大限尊重して、会社法上の機関としての決議を行なう（ただし、(1)に定める本新株予約権の無償割当ての実施につき、株主総会において別段の決議がなされた場合には、当該決議に従う。）。なお、企業価値評価委員会の各委員および当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値、株主共同の利益の確保、向上に資するか否かの観点からこれを行なうことを要し、専ら自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
  - (1) 本新株予約権の無償割当ての実施または不実施
  - (2) 本新株予約権の無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得
  - (3) その他当社取締役会が企業価値評価委員会に諮問した事項
5. 上記に定めるところに加え、企業価値評価委員会は、以下の各号に記載される事項を行なう。
  - (1) 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
  - (2) 買付者等および当社取締役会が企業価値評価委員会に提供すべき情報およびその回答期限の決定
  - (3) 買付者等の買付等の内容の精査、検討
  - (4) 自らまたは当社取締役会等を通じた買付者等との交渉、協議
  - (5) 代替案の提出の要求、代替案の検討
  - (6) 企業価値評価委員会検討期間の延長、再延長
  - (7) 本プランの修正または変更に係る承認
  - (8) その他本プランにおいて企業価値評価委員会が行なうことができると定められた事項
  - (9) 当社取締役会が別途企業価値評価委員会が行なうことができるものと定めた事項

6. 企業価値評価委員会は、買付者等に対し、買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、本必要情報を追加的に提供するよう求める。また、企業価値評価委員会は、買付者等から買付説明書および企業価値評価委員会が追加的に提供を求めた本必要情報（もしあれば）が提出された場合、当社取締役会に対しても、所定の合理的な期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案（もしあれば）その他企業価値評価委員会が適宜必要と認める情報、資料等を提供するよう要求することができる。
7. 企業価値評価委員会は、必要があれば、直接または当社取締役会等を通して間接に、当社の企業価値、株主共同の利益の確保、向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために、買付者等と協議、交渉を行なうものとし、また、株主に対して当社取締役会の代替案の提示等を行なうものとする。
8. 企業価値評価委員会は、必要な情報収集を行なうため、当社または当社グループの取締役、監査役、執行役員、従業員その他企業価値評価委員会が必要と認める者の出席を要求し、企業価値評価委員会が求める事項に関する意見または説明を求めることができる。
9. 企業価値評価委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
10. 各企業価値評価委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも企業価値評価委員会を招集することができる。
11. 企業価値評価委員会の決議は、原則として、企業価値評価委員会の委員全員が出席（テレビ会議または電話会議による出席を含む。以下同じ。）し、その過半数をもってこれを行なう。ただし、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、企業価値評価委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行なうことができる。

以 上



企業価値評価委員会委員就任予定者略歴

川西次郎（カワニシ ジロウ）氏

昭和 49 年 4 月 三井信託銀行(株)（現 中央三井信託銀行(株)）入行  
平成 9 年 6 月 同行浅草橋支店長  
平成 10 年 10 月 同行大阪支店 営業第一部長 兼 営業第二部長  
平成 12 年 5 月 同行新宿西口支店長  
平成 13 年 5 月 同行日本橋営業第四部長  
平成 13 年 6 月 同行執行役員  
平成 15 年 3 月 中央三井カード(株)常務取締役  
平成 20 年 5 月 同社代表取締役社長（現任）

上總康行（カズサ ヤスユキ）氏

昭和 53 年 4 月 名城大学商学部専任講師、その後、助教授、教授を歴任  
平成 3 年 3 月 京都大学経済学博士の学位取得  
平成 8 年 4 月 京都大学経済学部教授  
平成 9 年 4 月 京都大学大学院経済学研究科教授  
平成 18 年 1 月 公認会計士試験委員  
平成 19 年 4 月 福井県立大学経済学部教授、京都大学名誉教授（現任）  
平成 20 年 4 月 福井県立大学地域経済研究所所長（現任）

中久保満昭（ナカクボ ミツアキ）氏

平成 7 年 4 月 弁護士登録（第二東京弁護士会）  
平成 7 年 4 月 あさひ法律事務所入所  
平成 13 年 4 月 あさひ法律事務所パートナー就任  
平成 14 年 10 月 小松・狛・西川法律事務所との合併によるあさひ・狛法律事務所発足に伴ない、同事務所パートナー就任  
平成 16 年 4 月～平成 18 年 3 月  
第二東京弁護士会司法修習委員会副委員長  
平成 18 年 4 月（事務所名改称に伴ない）あさひ法律事務所パートナー（現任）  
平成 20 年 4 月～平成 21 年 3 月  
第二東京弁護士会常議員

別添

当社株式の保有状況の概要

2009年3月31日現在

順位	上位株主名	株数	議決権比率
1	日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	23,526,000	6.4
2	明治安田生命保険(相)	14,000,000	3.8
3	日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	13,803,000	3.7
4	日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口4G)	13,482,000	3.6
5	日本生命保険(相)	13,473,669	3.6
6	トヨタ自動車(株)	11,180,400	3.0
7	(株)三菱東京UFJ銀行	9,327,335	2.5
8	(株)京都銀行	7,740,000	2.1
9	(株)三井住友銀行	7,108,517	1.9
10	中央三井信託銀行(株)	5,929,000	1.6

(注) 議決権比率は、少数第1位未満を切り捨てて表示しております。